

I. 日本スポーツの現状

1. 政府・財界のスポーツ戦略

関 春南

はじめに

現代日本のスポーツは、戦後最大の転換期を迎えている。その現実を構造的に認識し、問題を全面的に明らかにしていくことが、今、求められている。本稿は、「転換」の主導力を握っている政府・財界の「スポーツ戦略」が、スポーツにどのようなインパクトを与え、どのような問題を引き起こしているのかの解明に迫ろうとするものである。

一. スポーツ政策の大転換とその経済史的背景

1. 「保健体育審議会答申」(’89)と通産省「スポーツ産業研究会報告書」(’90)の歴史的位置

何故「大転換」というのか。まず、そのことをはっきりさせておこう。それは、戦後の国のスポーツ政策の基調が、今どのように変わろうとしているかを見れば明らかとなる。

戦後の国のスポーツ政策の基調は、一方では、少数精鋭による勝利至上主義・オリンピック主義を背景としながら、他方では、法制的には、1949年の「社会教育法」から始まり、その特別立法として成立した1961年の「スポーツ振興法」、その一つの具体化として、1972年の「保健体育審議会答申」、というかたちで発展してきた。そこに細くはあるがしっかりとした糸で貫かれてきた理念は、国民すべてのスポーツの振興は、現代社会にあって、ますます重要になってきている。従って、振興のための条件を整備することは、国の重要な責務であるというものであった。この理念は、1972年の「保健体育審議会答申」に集約的に表明されていた。「答申」はいう。「これまでの体育・スポーツは、学校を中心に発達し、また選手を中心

とする高度なスポーツの振興に重点がおかれ、一般社会における体育・スポーツを振興するための諸条件は、必ずしも整備充実されるにいたらず、今や広く国民の要請に応じえない状況にある。このような現状を打破し、長期的な展望に立って、すべての国民が、いわゆる生涯体育を実践できるような諸条件を整備するための基本条件を樹立し、真剣にその実施に取り組むべきである」と。そして、日常生活圏域で最低どれだけの公共スポーツ施設を整備すべきかという施設整備基準を提示した。この整備基準は、「人口約20%の人が週一回施設を利用してスポーツを行うことを基準にして策定」されたというように、極めてひかえめであったが、13年後の’85年調査段階で、達成率39.1%と、実際には遅々たる歩みであった。

とはいうものの、この「答申」に沿った地方自治体によるスポーツ条件整備の努力は、国民のスポーツ要求の飛躍的増大に支えられて、’70年代から’80年代にかけて全国的に発展していった。

ところが、’79年1月の経済同友会「新たな社会のダイナミズムの追求」、同年12月の経済企画庁「’80年代経済社会の展望と指針」、そして、’83年3月「臨調最終答申」を経て、「民活」路線が面前に押し出され、’86年5月「民活法」が成立するに及び、スポーツ分野もまた、その路線への転換が行われていくことになる。その先駆けは、文部省予算の社会体育施設整備費に現れた。’82年度をピークに削減がはじまり、’87年には約半分となった。そして、’87年4月臨時教育審議会答申「スポーツと教育」、’88年3月「スポーツ振興懇談会報告書」などで路線転換の下地がつくられ、’89年11月保健体育審議会答申「21世紀に向けたスポーツの振興方策について」が出されるに至るのである。ここでは、’72年「答申」の「施設整備基準」を「画一的」とありとし、「地域住民が日常的に身近に利用できるスポーツ施設は、

基本的には、各都道府県・市町村において整備がすすめられることが望ましい」と、国の責任を全面的に地方自治体に転嫁した。そして、商業主義化への水路づけをおこなったのである。かくして、'72年「答申」の理念は、理論的説明を全く欠いたまま、葬りさられ、スポーツにおける「民活」路線が面前におどりでたのである。

「通産省・スポーツ産業研究会報告書」は、参加者の主観的意図はともかく、客観的には、この路線を、研究会の報告書という形で、肉づけし具体化することとなった。

2. 産業構造の転換とスポーツ産業

1973年のオイル・ショックを契機に、これまでの産業構造の見直しと転換が迫られた。それは、高度経済成長の基幹産業であった重化学工業、資源消費型の産業から、高度な科学技術を駆使した情報・通信産業、つまりハイ・テク産業、そしてサービス産業への転換であった。

設備資本の過剰蓄積は、一方では、海外投資へと向けられていくが、他方では、国内で大都市ニーズをはじめ新たなニーズの産業化が、そして内需の拡大がめざされた。とりわけ、教育、文化、スポーツ要求の産業化がめざされ、政府、財界が一体となって、積極的に追求されていくことになる。後に見るリゾート開発などは、その典型である。

1970年に19.3%あった第一次産業は、'85年には、9.3%となり、2000年には、6%になることが予想されているのに対し、'70年に46.6%の第三次産業は、'85年には57.5%、2000年には、63%が予想されている。このように、わが国の産業構造はまさにドラスティックな転換を遂げようとしている。

この中で、「飛躍の高成長を遂げるものと見込まれ」ているのが、スポーツ産業である。それは、「2000年の産業規模が、15兆円（名目GNPに対する割合は2.0%、名目民間最終消費に対する割合は3.5%に相当）に達すると予測され、21世紀の基幹産業の一つとして規模的にも重要な位置づけを得ることとなる」とされている。

二. リゾート開発の登場

1. 「リゾート法」の成立

「総合保養地域整備法」（「リゾート法」）は、1987年5月22日成立した。このきっかけは、'85年7月自民党国会議員の政策集団の一つである「自由主義経済推進機構」が発表した「緑陽日本構想」（グリーンシャイン構想）の中で提言された「大規模リゾート整備構想」である。

これを受けて、1986年10月「大規模リゾート建設促進議員連盟」設立。11月都道府県知事を主体とした「大規模地域整備推進協議会」結成。12月国土・農林水産・通商産業・運輸・建設・自治の六省庁、各省で出していたリゾート関連法案の一本化に合意。'87年3月「総合保養地域整備法案」として閣議決定。25日国会に提出された。

この時は丁度売上税が問題の焦点となっており、国会は空転し、他の法案が全く審議されない状況の中で、会期末、共産党を除く与野党の話し合いで、売上税は廃案にするが、国会に上程されている他の法案は成立させるということが決められた。こうして「リゾート法」は、衆議院で一回、参議院で一回の形式的な審議の後、共産党を除く与野党の賛成多数で可決成立した。

アッというまに成立した「リゾート法」の持つ問題の重大性に、国民は後で気がつき始めている。既に開発が進行している中で警鐘が打ち鳴らされているが、総じて国民は政府・財界の強引な政策の推進に、後手後手に回っている状況がある。スポーツ関係者の立場からも、問題を提起していくことが、重要になっている。

2. 「リゾート法」の基本的性格

「リゾート法」は、一口に言って、'86年5月成立した「民活法」の地方版である。

「民活法」（正式には「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」）は、「最近における経済的環境の変化に対処して、経済社会の基盤の充実に資する特定施設の整備を民間事業者の能力を活用して促進するた

めの措置を講じることにより、国民経済及び地域社会の健全な発展を図り、あわせて国際経済交流等の促進に寄与」することを目的に制定されたとされているように、「内需拡大」のため「民間活力の活用」を図るための、つまり、企業の利潤追求を容易にするための法律であった。すなわち、「特定施設」(工業技術、電気通信・放送、外国との経済交流、港湾、情報処理、漁港、流通等に関する施設)の建設等に当たっては、「整備計画」を定め、たうえて民間活力(企業)を登用し、「税」、「資金」、および「公共施設」等について、国および地方自治体が援助しようというわけである。援助の内容を具体的に述べれば、建設費の5%補助、固定資産税、土地保有税などの免税・軽減あるいは日本開発銀行などからの出・融資などがなされるというものである。これにより東京の再開発が一気に進められ、東京の一極集中に油が注がれ、地価が暴騰し、このことを通じて、容易な資本蓄積を実現した。

「リゾート法」は、大都市再開発で行われたこの方式を地方にもちこみ、全国的に展開させようというものである。

だぶついた資金を誘導するため、どのような優遇策が講じられており、また、自治体がそれをどのように支援しているのか。それを見れば、「リゾート法」が「民活法」の地方版であることが明らかとなる。その措置とは、

①課税の特別措置

承認基本構想に基づき重点整備地区内に設置される一定の特定民間施設整備について、国税に関し所得税、法人税の特別償却(初年度100分の13)、地方税に関し特別土地保有税の非課税、事業所税の軽減、の課税の特別措置を講ずる。——第八条。

②地方税の不均一課税に伴う措置

地方公共団体が一定の特定民間施設に対し不動産取得税及び固定資産税の不均一課税を行った場合には、その減収額の一定部分を地方交付税により補填する措置を講ずる。——第九条。

③資金の確保

承認基本構想に基づいて重点整備地区内に設置

される特定民間施設の新築または増改築を対象に、政府系金融機関による出資及び低利融資を行う。また第三セクターが行う一定の特定民間施設の整備については、NTT株売却収入による無利子融資の対象として認められる。——第十条等。

④公共施設の整備

民間部門では整備の困難な道路、下水道等の公共性の強い施設については、公共部門が主体的に整備することが求められるため、国及び地方公共団体は、必要な公共施設の整備の促進に努める。——第十一条。

⑤地方債の特別措置

地方公共団体が民間事業者に対して出資、補助等の助成を行った場合には、当該助成に要する経費を地方債の対象経費として措置を講ずる。——第十三条。

⑥各種規制法による処分についての配慮

総合保養地域の整備にさいして、関係する主な規制措置(農地法に基づく農地転用許可、農業振興地域整備に関する法律及び都市計画法に基づく用途規制、森林法に基づく保安林及び林地開発認可等)について適切な配慮を行う。——第十四、十五条⁽¹⁾。

これを見れば、リゾート乱開発ブームの起こらざるをえない所以がうなずけるであろう。

3. リゾート開発の問題点

第一は、前代未聞の自然破壊が全国的に進行するという問題である。「リゾート法」が、「良好な自然条件を有する土地を含む相当規模の地域である等の要件を備えた地域」を条件としていることから、今まで手つかずのところ、開発の対象とされている。それらの多くは、国立公園、国定公園と重なっている。そして、各種の規制緩和によって、これらの地域の開発を許すことになっている。しかも、すでに基本構想承認済が国土の7%あり、承認待ちを合わせると14%となり、「一府県一個主義」だから、最終的には、国土の20%がリゾート基地になることが予想される。取り返しのつか

ない自然破壊、日本列島リゾート化が進行しようとしているのである。

第二は、開発が、企業と地方自治体の一緒になった第三セクター方式のため、企業の開発をチェックする立場にあるべき地方自治体が、企業と一体になり開発側に回るため、企業の乱開発を規制することができないという問題である。

第三は、これを開発するのは、大企業グループであり、利益をさらっていくのも、地域の企業ではなく大企業ということになっている。従って、開発利益は、地域に還元されないで、中央の大企業にさらわれていくことになっている。

第四に、どの地域も、はんで押したように、ワンパターンの開発計画だという問題である。すなわち、ゴルフ場、スキー場、テニスコート、海岸線のあるところは、マリーナ、そしてホテルである。

第五に、これらのリゾート地での生活は、あまりにも経費が高すぎ(一日25,000~30,000円)、国民生活の実態にふさわしくない。家族連れでゆっくりと過ごすなどということはとてもできる相談ではない。21世紀初頭のリゾート・イメージは、「旅行回数1.61回。宿泊数2.00泊。余暇市場にシめるリゾート比率43%。一人単価5万2770円」これが企業リゾートの将来予測である⁽²⁾。

三.「スポーツ産業研究会報告書」の提起したもの

通産省は、日本興業銀行会長・中村金夫を座長として、89年2月、まさに産・官・学一体となったスポーツ産業研究会を発足させ、90年9月「報告書」を提示した。これは、スポーツの商業主義化への転換の方向を指し示した大胆な提言であった。その主な点は以下のとおりである。

1. 「スポーツ産業」を「21世紀の基幹産業の一つ」と位置づける。「スポーツ産業は製造業・スペース業・サービス業等が広く連携・結合しつつソフトな産業領域を形成している分野であり、その振興は、巨大な生産・流通市場を育成すること

になる」とみる。また市場規模は、1989年で4.3兆円(GNPに対する割合1.1%)であるが、2000年には、15兆円(GNPに対する割合2.0%)に達することが予測されるという。

「スポーツ産業」に財界の目が一斉に向けられている根拠はここにある。

2. 「公共サービスのみでは量的にも質的にも対応が困難になってきている国民の多種多様なニーズに的確にこたえ、かつ、常に新たな「モノ」「場」「サービス」を提供することによって、国民生活の豊かさ・質の向上に寄与し、生活大国へむけての重要な役割を果たす」という認識のもとに、「スポーツ産業」は、「社会的使命・公益性」をもったこれからの「文化の担い手」とであると位置づける。

公共サービスが、何故量的にも質的にも対応が困難になってきているのか、については触れようとせず、「スポーツ産業」をこれにとって替わるべきもののごとく賛美しているところに、問題の捉え方の一面性を指摘しないわけにはいかない。いうまでもなく、「民活路線」の強行と裏腹の関係で、「スポーツ産業」が成長してきている点を見なければならない。

3. 「その責務の遂行には産官学の連携」の必要性を述べる。とりわけ、大学との連携の重要性を強調し、大学では、「スポーツ産業」を発展させるための、人材の養成、技術開発、ソフトの考案等がなされていかねばならず、そのために、「寄付講座の設置の推進、在学中企業研修制度(インターン制度)の整備、公開講座・夜間大学院の充実」が提起される。さらに、「スポーツ産業」の拡大は、産官学にまたがる総合的な解決を必要とするようになるということから、「スポーツ産業をトータルに研究する場」として、産官学連携の下に「スポーツ産業学会」を設立するとされた。なお、この学会は90年10月2日早くも設立され、活動が開始されている。体育・スポーツに関わる大学の研究は、「スポーツ産業」発展の「手段」

に位置づけられようとしている。

4. 国民スポーツの発展の基盤である施設整備については、極めて重要な方向を提示している。

その第一は、土地・施設部分と運営部分との分離という考え方である。「土地・施設部分は、公有地の提供ないし公共投資で整備し、運営はノウハウを持っている民間が行うという形態を今後の施設整備のモデルの一つ」にするという。そして、行政は「容積率緩和、低利融資、市街化農地の転用促進等の優遇措置も検討すべきである」という。この考え方の基調は、すでにお気付きのように、「リゾート開発」と全く同一である。最も金のかかるハード部分は、公共で整備し、その上のソフト部分(利潤追求が可能な部分)は、「ノウハウ」を持っている民間が行うという、「スポーツ産業」としては実に都合のよい施設整備の在り方が提示されているのである。

第二は、これからの施設は、全天候型多目的大型施設がめざされねばならないという。「国民のニーズの多様化・高級化やイベントの急増にこたえるものとして、これからの見るためのスポーツ施設は、天候に左右されずに安定した運営ができ、さまざまなイベントに対応できる全天候型大型スポーツ施設を中心に展開することが必要である」という。「興業上」また「稼働率」を維持するためにも、このような施設が必要であるという。

国民スポーツの振興、つまり、生活に根ざしたところでのスポーツ活動の発展のためには、地域の身近なところに、安く気楽に使えるスポーツ施設⁽³⁾のあることが不可欠である。それは、ここで営業のためにイメージされているような「大型施設」ではない。

第三は、公共スポーツ施設の「民間委託」化の推進を、特に学校施設、大学施設についてその必要性を提示している。

5. 「ニュースポーツ」の開発・振興が、「スポーツ産業のさらなる展開」のために必要であるとされる。「ニュースポーツの開発・振興は、……ス

ポーツ産業のいわば『商品開発』に当たるものとして次代のスポーツ産業の柱を育てる意味でも、その意義は大きい」という。

ここでは、地域と生活に相応しい、また、スポーツの文化的価値が実現されるようなスポーツの開発・振興は、問題となりうべくもない。

6. ここで想起したいのは、スポーツ振興法第三条である。それは次のとおりである。

「国及び地方公共団体は、スポーツの振興に関する施策の実施に当たっては、国民の間において行われるスポーツに関する自発的な活動に協力しつつ、ひろく国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその適性及び健康状態に応じてスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めなければならない。

2 この法律に規定するスポーツの振興に関する施策は、営利のためのスポーツを振興するためのものではない。」

ここに明かなように、スポーツ振興策は、営利のためのものであってはならないのである。この報告書の精神と振興方策は、スポーツ振興法から大きく逸脱しているといわざるをえない。

7. 最後に、スポーツ振興の基礎的条件である自由時間(労働時間の圧倒的長さ)については、次のようにいう。「この課題克服にあたっては、サマータイムの採用や企業による就業時間のフレックスタイム化の促進、長期休暇の分散化等の対応が望まれる」。つまり、労働時間の短縮を正面から問題にせず、「休暇の分散化」といった、小手先のことしか考えられていない。

四. スポーツにおける「民活」路線・スポーツの商業主義化のもたらすもの

1. スポーツ享受= Sport for all 理念の否定

1975年3月、ヨーロッパ・スポーツ所管大臣会議は、Sport for all 憲章を採択し、発表した。その第一条は、「すべての個人は、スポーツに参

加する権利をもつ」と、そして、第二条は、「スポーツの振興は、人間性を発展させる一つの重要な要素として奨励されるべきであり、これのための援助は、公的財源からの支出をもってなされなければならない」と謳っていた。そして、1978年11月、ユネスコ第20回総会は、体育・スポーツ国際憲章を採択し発表した。その第一条は、「体育・スポーツの実践はすべての人にとって基本的権利である」と謳っていた。こうして Sport for all の理念は今や国際的常識となってきた。「民活」路線はこの理念に照らしてどうであろうか。

スポーツの享受を問題にする場合、スポーツの場がどうなっているかを見ればよくわかる。そこで施設の問題で考えてみたい。

第一は、施設使用料の高騰である。「民活」路線がスポーツ施設で具体化されはじめた80年代半ば、公共スポーツ施設が続々と「民間委託」されていった。そのとき鮮明に現れたのが、「民間委託」された施設の使用料の高騰という問題であった。すべての国民が、生活必需品としてスポーツを行うためには、利用する施設の料金が低廉でなくてはならない。しかし、商業主義化は、デラックス化、高サービス化の進行の中で、どんどん逆の結果をもたらしてきている。

第二は、施設の偏在化傾向を強めている。たとえば、今日全国的にブームを巻き起こしているヘルス・アスレチック・クラブを例にとると、その多くは、大都市の交通の要所に集中している。勤労者の生活スタイルからして、また、営利を目的とすれば、そうならざるを得ないのである。従って、施設の建設地そのものが、地域から離反したところに位置しており、地域住民の全てが生活の中で利用できるようにはなっていない。

第三に、上記のことと関係して、さらなる問題は、施設の対象が限定されているということである。これらの施設は、社会的弱者、すなわち、障害者、高齢者、子そだて中の婦人等をはじめから施設利用者の対象として考えていない。これらの人達をも対象にしようとするれば、利潤はそれだけ低く抑えられるか、営業上採算が合わなくなるか

らである。

第四に、企業は、利潤にもとづいた場の提供を行うので、利潤があがらなくなれば、あるいは、もっと利潤のあがる投資先があれば、ただちに引き上げてしまう。ボーリング場の帰趨を思い起こせばたりる。

2. 文化としてのスポーツの破壊

スポーツという文化は、その実体として、技術的過程と組織的過程をもっているが、その両過程にわたって、破壊が進行する。つまり内面からの腐朽化の危険性の進行である。

①技術的過程について

最も重要な点は、スポーツにおける技術の向上＝トレーニングが軽視されていくという傾向を是認・肯定しているという点である。「スポーツ産業研究会報告書」は、「今後のスポーツは、従来の『教育・訓練・競技』を主眼とするものから、『楽しみ・ヘルス・クリエーション』を重視した文化的性格を主眼とするものへと移行していくと考えられる」とのべる。「訓練」から「楽しみ」への移行である。「訓練」と対比された「楽しみ」がいかなる内容を含意しているかはおのずと明らかであろう。また、技術性よりも偶然性に力点がおかれた「ニュースポーツ」の振興と重ね合わせて考えてみると、つらいトレーニングを克服して、全力を尽くして競技会に臨むという在り方が否定され、あまり苦勞しなくとも簡単にできて「楽しめる」ような在り方が肯定されているのである。このことは何を意味しているであろうか。別稿⁽⁴⁾で論じたように、スポーツという文化の本質を、「主体である人間が客体(対象)に働きかけ、対象を変革・克服するとともに、主体である自己自身を変革し創造する過程、すなわち、主体と客体の弁証法的過程」と捉えるなら、このダイナミックな「過程」を成立させる不可欠な要件が技術獲得(習得)過程なのである。技術を獲得(習得)していくためには、科学的・計画的な練習が必要であろう。それは不可避免的に苦しさ・困難をともなう。だからこそそれは一定の組織的関係を必要とする。

従ってそれは教育的でもある。このような「過程」を放棄しようということは、スポーツの本質的価値の放棄を意味しているのである。このことは、具体的には技術獲得(習得)過程において自主性・主体性が剝奪されていく傾向をつまみ、「お客様化」現象を強めていることの中に現れている。

民営(営利を目的とした)施設は、「利潤の追求」を至上命令としている。それは、「施設の稼働率を高める」ことの追求となり、結果的には、「スクール事業化」が一番効率がよいということになる。テニスでは、一コート700人を回転させることができるという報告が自慢げになされている。また水泳では、かつて「民間委託」された施設が、一斉に「スクール事業化」し、何回かの会員券を買ってスクールに参加する以外には、プールを使えないという所さえ生まれた。

「スクール」では、受講生は「お客様」であり、指導者の与えられた教程どおりに、一定時間活動するだけで終わらざるを得ない。仲間とともに自主的・主体的に技術獲得(習得)の努力をしていくといった時間的余裕も組織的保障もない。

②組織的過程について

自主的・主体的技術獲得(習得)過程が実現されるのは、自主的・民主的クラブにおいてである。しかもこの自主的・民主的クラブが地域の中に深く根を下ろし、豊かで深い人間関係のきずなで結ばれて発展していくとき、文化としてのスポーツはその価値を如何なく発揮する。ところが、「スポーツ産業研究会報告書」のイメージする「スポーツの振興」には、こうした視点が全く欠けている。スポーツに不可欠な組織性は、殆ど拒絶され、替わって、自由分散性・勝手気ままが面前に押し出されている。あるいは、生活と地域に根ざすなどという発想は皆無である。「多目的大型施設」とか、「ニュースポーツの開発の重要性」などといった発想に典型的に示されているように、そこにあるのは、儲けの論理だけである。スポーツ享受の対象者である国民を、個々バラバラに分断し、マスとして搾取しようとしているといわざるを得ない。

③スポーツの豊かな発展を阻害するということ

スポーツには多種多様な種目がある。それらの全てが、個性的に発展していくことが、スポーツの豊かな発展ということであろう。ところが、「スタジアムやグラウンドより大型多目的施設を」といい、「時間や空間の有効利用」というとき、自ずからスポーツ種目の発展に限定が加えられていかざるを得ない。経済的効率だけを基準にしてスポーツの発展の方向を考えるのではなく、それぞれのスポーツがもつ文化としての固有の発展の方向が考えられ、保障されていかなばならないであろう。

この路線が進行していけば、「スポーツ産業栄えてスポーツ減ぶ」という事態が予想されるのである。

3. 新たな「ライフ・スタイル」の提唱——生活感、価値観の変容を迫る

現在全国的に進行している「リゾート開発」にしても、政府・財界が新しい「基幹産業」として推進しようとしている「スポーツ産業」にしても、国民の生活の実態に照らしたとき、展望はそんなに甘くない。ヨーロッパ先進諸国、たとえば、ドイツなどと比較すると年間500時間も多いという日本の勤労者の労働時間、長期休暇もほとんどないといった状況をそのままにして、あるいは、スポーツをはじめとした遊びの文化に沢山の費用をかけることに、まだまだ抵抗を感じる価値観やスポーツ観を国民がもっている状況では、政府・財界が考えるように事態は進展しないであろう。ではどうすればよいか、それは、国民のライフ・スタイルを変容させること⁽⁵⁾、国民生活のおかれた現実はそのままにしておいて、生活感、価値観を変容させようというのである。これが今や問題の焦点になってきている。

その第一は、「消費文化」主義⁽⁶⁾をかなで、これを謳歌させようというのである。生活の必要とは関係なく、商品を購入するということの中の、よろこびを見出すという生活観を、マスメディアを通じて醸成していこうとしている。たとえば、

スポーツをファッションとして捉えさせようとする志向がそれだ。毎年上から下までモデルチェンジしていくスキーがその典型である。ゲレンデは、今やファッションショーの舞台と化している。また、次から次へと新しいスポーツを追い求め、高い用具を買っていくということがなければ、「スポーツ産業」は成長し、発展していかないのである。

第二は、利己主義、利己主義、快楽主義を醸成させているという問題である。「スポーツは金で買うもの」という意識は、「俺が買ったんだから、どうしようと俺のかって」、「俺が楽しけりゃいい」という意識と連動し、他人のことを顧みない利己主義を醸成し、勝手気ままさは、組織性を排除し、そのときだけの楽しさを追い求める在り方は、苦しさを主体的に克服していこうという姿勢を磨滅させていく。こうして、利己主義、快楽主義が醸成されていく。「スポーツ産業研究会報告書」がいうように、「少ない余暇時間を様々な形で豪華に遊ぶ」という「ライフ・スタイル」が一般化しなくては、国土の20%にも及ぼうというリゾート基地は、たちまちのうちにペンペン草が生い茂るであろうからである。

今、政府・財界のスポーツ戦略のベースで追求されている「新たなライフ・スタイル」が、積極的に文化を創造していく姿勢を骨抜きにするものであり、労働と生活の現実を批判的に見つめる目を奪うものであることは、すでに明らかであろう。

こうして、日増しに高まる国民のスポーツ要求は、充足されないまま潜在化し、矛盾は一層激化していくことになる。

〈注〉

- (1) 山田国広編『ゴルフ場亡国論』新評論、1989年5月、佐藤 誠、NHKおはようジャーナル取材班編『ドキュメント・リゾート』日本評論社、1989年7月、信州大学、地域開発と環境問題研究班編『ゴルフ場・リゾート開発—地域に何をもちたらすか』大学図書、1990年5月、本間義人「いままた進む列島改造—リゾート開発

- への疑問と懸念』『世界』1990年6月号、三木 健『リゾート開発—沖縄からの報告』三一書房、1990年7月、大野隆男、佐々木勝吉、中山研一著『リゾート開発を問う』新日本出版、1991年3月等参照。
- (2) 佐藤 誠『リゾート列島』岩波書店、1990年4月、103頁。山田国広『リゾート列島 日本の危機』J I O C出版局、1990年4月参照。
- (3) 東京都府中市では、「スポーツの生活化」を掲げ、市内を6つの地域に分け、それぞれの地域ごとのスポーツ施設建設を進めている。88年には、各地域に「地域体育館」が完成している。こうした施設建設の在り方こそが基調に据えられ追求されていかねばならないであろう。関 春南『生涯スポーツ』に関する基準論—保健体育審議会答申(1972年)の今日的意義』『生涯学習計画と社会教育の条件整備』エイデル研究所、1990年2月参照。
- (4) 関 春南「文化としてのスポーツ」『社会体育に新しい風を・1987』第27回社会教育研究全国集会「住民のためのスポーツ・レク活動」分科会世話人会、1988年6月。
- (5) 富沢賢治「労働組合運動の新しい理念—『高賃金』から『人づくり』へ」『現代労働の支配と変革』労働旬報社、1984年11月参照。
- (6) ジャン・ボードリヤール／今村仁司。塚原史訳『消費社会の神話と構造』紀伊国屋書店、1979年10月参照。